

議案第 7 5 号

志摩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

志摩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和 7 年 1 2 月 1 日 提 出

志摩市長 橋 爪 政 吉

志摩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

志摩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年志摩市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)」に、「当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「、利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は 幼児(以下「乳幼児」という。)の 利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始 時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始 時の健康診断、定期の健康診 断又は臨時の健康診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。